

令和8年度

川崎市立白鳥中学校

いじめ防止基本方針

*いじめ防止対策推進法第8条「学校及び学校の教職員の責務」

学校と先生たちは、第3条の基本理念のもと、その学校に通っている子供たちの保護者、地域の人たち、児童相談所やその他の関係者と協力しながら、学校全体でいじめの防止と早めの発見に取り組む責任と義務があります。また、その学校に通っている子供たちがいじめを受けていると思われるとき、きちんとした方法で、すみやかに対応する責任と義務があります。

*刑法第223条「強要」

- 1項 いのち、体、自由、名誉、財産などに害を与えようと言って、または暴力を使って、誰かにむりやりなにかをやらせたり、その人がやろうとしていることの邪魔をしたりした人は、3年以下の拘禁刑とします。
- 2項 家族や親せきに対して害を与えようと言って脅した人も、同じ罪とします。

令和8年度 川崎市立白鳥中学校 学校経営グランドデザイン

かわさき教育プラン

1 めざすもの
一人ひとりが輝き、
共に未来をつくる

2 みんなと共有したい価値観
「一歩、踏み出す」
「自分の幸せ みんなの豊かさ」
「多様性を可能性へ」

学校教育目標

知・徳・体・美の調和のとれた人間形成をめざす

「知」…基礎基本を大切にし、個性を生かす人
「徳」…自他を大切にし、責任ある行動がとれる人
「体」…心身を鍛え、生き生きとした生活のできる人
「美」…美しいもの、正しいものに感動する心をもった人

教育基本法
学校教育法
学習指導要領

令和8年度 学校経営重点目標
ともに学び合い 豊かな心を育む教育活動をめざして
～想像力と創造力をもって多様な学びを～

<ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりをもち、互いに認め合い高め合う生徒 ○ 自らの良さを生かし、主体的に取り組む生徒 ○ 場にふさわしい言動と規範意識を身に付けた生徒 <p style="text-align: center;">めざす生徒像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の力を発揮できる可能性のある学校 ○ 生徒と教職員が心身ともに健康で、安心・安全な学校 ○ 生徒が自らの学校を大切にし、地域に愛される学校 <p style="text-align: center;">めざす学校像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 向上心と探究心を大切にする教職員 ○ 優しさと厳しさをもって指導する教職員 ○ 生徒に寄り添い、生徒の良さを引き出す教職員 <p style="text-align: center;">めざす教師像</p>
--	--	--

学校経営重点4項目

確かな学力の育成	社会性の育成	健やかな心身の育成	開かれた学校づくり
<p>基礎基本を大切にし、確かな学力を身につける教育の推進</p>	<p>自ら考え、判断し、表現する力を育成する教育の推進</p>	<p>健やかな心身を育成する健康・安全教育の推進</p>	<p>多様な出会いを大切にし、共に学ぼうとする教育の推進</p>
<p>○ わかりやすく、学ぶ喜びのある授業づくり</p> <p>○ 探究的な学びに主体的に取り組む生徒の育成</p> <p>○ 適正な学習評価と指導と評価の一体化の充実</p>	<p>○ 生徒が主体的に活動に取り組むための組織づくり</p> <p>○ キャリア在り方生き方教育の推進</p> <p>○ 人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進</p>	<p>○ 場にふさわしい言動と規範意識を身に付けた生徒の育成</p> <p>○ 心身ともに健やかに生活できる体制づくり</p> <p>○ 一人ひとりを大切にした支援教育の推進</p>	<p>○ 地域とのつながりを大切にした学校づくり</p> <p>○ 地域の教育力を生かした教育活動の充実</p> <p>○ 学校の取組の積極的な情報発信</p>
<p>・ 生徒の状況に応じた一次支援の充実</p> <p>・ GIGA 端末の有効な活用</p> <p>・ 多様な学び方への理解</p> <p>・ 「できた・わかった」が実感でき、生徒の探究心を引き出す授業実践</p> <p>・ 授業力向上を目指した校内授業研究の推進</p> <p>・ 形成的評価の充実</p> <p>・ 育成すべき資質・能力を明確にした単元や内容のまとめりごとの評価・評定の充実</p>	<p>・ リーダーを中心とした学校行事や生徒会活動の充実と自己表現力の育成</p> <p>・ 総合的な学習の時間や特別活動の精選</p> <p>・ 社会形成能力やキャリアプランニング能力の育成</p> <p>・ 人権感覚の育成と生徒の実態に応じた道徳教育の実践</p>	<p>・ あいさつ運動の継続</p> <p>・ 情報モラル教育の推進</p> <p>・ 傾聴を心掛けた教育相談の充実</p> <p>・ 安全で充実した部活動の実践</p> <p>・ いじめ防止の組織的な取組</p> <p>・ 目的意識を持った防災訓練等の実施と防災感覚の育成</p> <p>・ 支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実</p>	<p>・ コミュニティ・スクールや地域教育会議の活性化</p> <p>・ 小中連携教育の充実</p> <p>・ 他者との関わりを大切にした総合的な学習の時間の推進</p> <p>・ 学校オープナーの継続</p> <p>・ ミマモルメやホームページ、学校だより等での情報発信の充実</p>
<p>▲ わかりやすい授業を！ 相談事に適切な対応を！</p> <p style="text-align: center;">保護者の願い</p>	<p>▲ 総合的な学習の時間等で将来の生き方について考えたい！</p> <p style="text-align: center;">生徒の願い</p>	<p>▲ 学校の取組をもっと発信！ 地域とのつながりを大切に！</p> <p style="text-align: center;">地域の願い</p>	

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にする事で、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくりまします。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立て

を指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター
養護教諭、部活動顧問責任者、学習室主任、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・校長、教頭、生徒指導部
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務部、学習部
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導部
- 1年・・・・・・・・・・学年主任 2年・・・・・・・・・・学年主任
- 3年・・・・・・・・・・学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・生徒指導部、支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・生徒指導部、支援教育コーディネーター

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・生徒指導部、特活指導部
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・生徒指導部
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・校長、教頭、地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・生徒指導担当

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの実施 ・ディスレクシア研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの実施 ・学校生活アンケートの実施に向けた内容検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケート実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【生徒指導点検強化月間】の取組 (学校生活アンケートの実施、教育相談を通じた生徒理解)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・携帯・スマートフォン教室実施 ・教育相談週間の実施 ・いじめ防止標語入りポスター制作、作文募集 (生徒会本部・生活委員会) ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・教育相談アンケートの実施、教育相談の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の実施 ・前期の反省と後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談の結果を受けての対応について ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・かわさき共生＊共育プログラムの実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討 ・いじめ防止標語の募集 ・冬休み期間中の対応確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート、教育相談の実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの実施

2	【学校体制振り返り月間】の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教育相談などを通して、学校全体でいじめを生まない学校づくりに取り組む。
また、学校生活アンケートを通して、生徒の悩みなどの早期発見に努め解決に結びつける。

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・『すごしやすい白中宣言』の具現化

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭）
- ・部活動（OSK運動・クリーンピック・あいさつ運動 等）
- ・小中連携活動
- ・校内リーダー研修会

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示
- ・『すごしやすい白中宣言』の掲示
- ・「社会を明るくする運動」標語入りポスター及び作文の作成

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・PTA校外委員による地域巡回（月1回）

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・こども110番